

駐車許可の交付申請手続き

様式の名称	駐車許可申請書（別記様式第1号の11）
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時45分まで</p> <p>交付までの期間：申請から3日（行政庁の休日を除く。）以内</p>
受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車しようとする場所を管轄する警察署交通課（地域交通課を含む。） ・ 医療関係従事車両及び介護関係従事車両については、駐車しようとする場所が複数の警察署の管内にまたがる場合は、そのいずれか一つの警察署交通課（地域交通課を含む。）で一括申請することができます。 <p>※ ただし、一括申請で受付した場合は、申請書類等をそれぞれの警察署へ送付のうえ審査等を行うため、通常より日数がかかります。</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車許可申請書 ・ 駐車許可日時場所等指定書 2通 （ホームページからダウンロードできます。） ・ 駐車許可申請場所及びその周辺の図面（建物又は施設の名称等が判別できるもので当該駐車に係る場所にするしを付したものの。） ・ 駐車許可申請に係る理由を疎明する書面（写しでも可） ・ 主たる運転者の運転免許証 ・ 自動車検査証（写しでも可）
手数料	無料
備考	<p>※ 駐車許可の対象については、用務を限定しないものの、当該駐車による他の交通への影響がなく、公共交通機関等での目的達成が困難な場合等に、警察署長の駐車許可を受けることができます。</p> <p>駐車許可期間内において、新たに追加場所を申請する場合は、新たに追加する駐車許可日時場所等指定書2通と追加する現場見取図のみを提出してください。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、許可証の交付を郵送で行うことができます。</p> <p>交付の郵送を希望される方は、申請先警察署の交通課窓口申請書等を提出される際、必要事項（郵便番号やお届け先住所等）を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニにて購入可能）をご持参ください。</p> <p>郵送による交付の際に、許可証の書類がレターパックプラス内に収まらない場合や、許可開始日までに許可証が到着しないおそれのある場合等は、通常どおり交通課窓口で交付を受けてください。</p> <p>※ オンラインによる申請は、以下の要件に該当する申請のみ受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないものうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請

- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

○ 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

これらの申請に該当する場合は警察庁ホームページを通じて、申請先警察署等へオンラインによる申請が可能です。

オンラインによる申請後は、駐車許可証等の交付のため、申請先警察署へ来署していただく必要があります。

詳しくは、大阪府下の警察署又は大阪府警察本部交通部交通規制課にお問い合わせください。